

令和 7 年 3 月定例会 原案可決・全会一致

議会案第 5 号

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和 7 年 3 月 7 日

提 出 者

郡山市議会環境経済常任委員会委員長 山 根 悟

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

2024年春闘結果での賃上げ率は33年ぶりの定昇込み5%台の賃上げを実現した一方で、中小組合の賃上げは定昇込み4%台にとどまり、生活が向上したと実感している人は少数にとどまり、個人消費は低迷している。そのことは、物価高が勤労者家計を圧迫してきたことに加えて、中小企業や適切な価格転嫁・適正取引が進んでいない産業などで働く多くの仲間にこの流れが十分に波及していない状況にあり、賃上げと適切な価格転嫁・適正取引の裾野が広がらなければ、デフレに後戻りする懸念すらあり、最低賃金近傍で働く者の暮らしは厳しい状況にある。

社会や産業・企業を維持・発展させるべく、中長期を見据えた「人への投資」が不可欠であり、ステージ転換に向けて大きな一歩を踏み出した今こそ、「賃金も物価も上がらない」というこれまでの社会的規範を変えなければならない。

さらには、人手不足を補うため雇用形態の多様化は依然として存在しており、低賃金・長時間労働など問題を解消すべく、福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引き上げと早期発効は重要な政策と考える。

よって国においては、下記の事項について、実現されるよう強く要望する。

記

1 福島県最低賃金を速やかに時給1,000円に到達させること。

特に、国際情勢に起因する物価上昇と円安の影響は、働く者の生活をより厳しくしており、最低賃金の着実な引き上げは継続する必要がある。また、新総理の所信表明演説における2020年代に全国平均を1,500円となることを目指すと述べた積極的な姿勢を重く受け止めること。

2 原材料価格やエネルギーコストのみならず、賃金引き上げ原資の確保を含めたサプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配、働き方も含めた取引の適正化の定着に向け、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の周知・浸透の強化を図り、指針に沿った適切な企業行動となるよう促すこと。

3 賃金の多寡と人口移動には相関関係が示されていることから、労働力確保や人口流出抑制等の多様な政策誘導として最低賃金引き上げに取り組むこと。

- 4 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り審議を早め、早期の発効に努めること。
- 5 最低賃金の改定額を踏まえ、公契約における賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、賃金保証型（ILO 第94号条約に準拠）を基準条項に盛り込ませた公契約法制定の検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年3月7日

郡山市議会